

B 001 22 がん性疼痛緩和指導管理料

がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者に対して**WHO方式のがん性疼痛の治療法**に基づき、**緩和ケアに係る研修を受けた保険医が計画的な治療管理及び療養上必要な指導**を行い、麻薬を処方した場合

所定点数 200点

〔指導内容・診療録記載〕

麻薬の処方前の**疼痛の程度の確認**
※疼痛の強さ・部位・性状・頻度等

麻薬処方後の**効果判定**

副作用の有無の確認

治療計画及び指導内容の要点を**診療録に記載**

留意事項

該当症例：③-1

- M Sコンチン服薬中の記載のみ
疼痛の確認等、指導内容の記載確認出来ず
⇒治療計画及び指導内容の要点の記載をお願いします

B 001 22 がん性疼痛緩和指導管理料 200点

カルテ記載例

肺癌患者で癌性疼痛における麻薬管理

《治療計画》

フェントステープにより24時間管理を行う。痛みの STAs-J●に伴い●●mg又は内服投与を検討する
がん性疼痛緩和指導管理料

・痛みの評価：STAs-J：●

テープを張り替える1時間前に疼痛が増強

・麻薬の処方

●●mg→●●mgへ変更後状態変わらず

・副作用の有無

●●mgへ変更後、夜間せん妄が見られる

内服薬●●●●錠を投与。痙攣やせん妄などが続く場合、連絡すること